

証券コード 3431
2021年6月4日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋富沢町9番19号
宮地エンジニアリンググループ株式会社
代表取締役社長 青田 重利

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、決議事項につきましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日(木曜日)午後5時50分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月25日(金曜日)午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
ベルサール八重洲[ROOM1+2+3]
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照うえ、お間違えのないようにご注意ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第18期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第18期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.miyaji-eng.com/>)に掲載させていただきます。

次頁に記載の「新型コロナウイルスに関するお知らせ」をご確認ください。

株主の皆様へ

「新型コロナウイルスに関するお知らせ」

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

本株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

なお、当社役員につきましても感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、一部の役員のための出席とさせていただく場合がございます。また、本株主総会当日は、会場において感染予防のため、当社運営スタッフにつきましても体調を確認のうえ、マスク着用で応対をさせていただきます。

このほか会場において感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.miyaji-eng.com/>）にてお知らせいたします。

(提供書面)

## 事業報告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありますが、各種政策の効果により持ち直しの動きも見られます。しかしながら、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります。

公共投資は底堅く推移しておりますが、当社グループの主力である道路橋・鉄道橋などの橋梁事業の今年度の総発注量は、回復傾向にはあるものの、前年度同様低調に推移しました。

このような環境下、受注高につきましては、第2四半期連結会計期間に発注された大型案件を受注したことから、706億95百万円（前年同期比31.5%増）となりました。

その具体的な内容は次のとおりであります。

橋梁では、国土交通省の只越大橋、八王子南B P 館高架橋、新川島橋上部その2工事、為当第1橋、海田高架橋、西日本高速道路株式会社の吹田J C T～池田I C 橋梁更新建設工事、幸地I C ランプ橋、名古屋高速道路公社の新洲崎工区工事、岩手県の徳田橋、千葉県の三郷流山橋その2工事、兵庫県の松沢B P 上部工工事、神奈川県横浜市の新本牧ふ頭建設工事（ケーソン鋼殻製作工）などを、また建築他では竹中工務店他の名古屋市国際展示場鉄骨工事、株式会社大林組の筑波大学病院免震工事、株式会社NHKテクノロジーズのNHK菖蒲支線更新鉄塔工事などを受注いたしました。

売上高につきましては、手持ち工事が概ね順調に進捗したものの、552億68百万円（同13.4%減）となりました。

その具体的な内容は次のとおりであります。

橋梁では、国土交通省の気仙沼湾横断橋、新町川橋、中日本高速道路株式会社の大西南第2高架橋他10橋鋼上部工工事、西蟹田第1高架橋他6橋鋼上部工工事、葛葉川橋、西日本高速道路株式会社の水尻高架橋、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の福井橋りょう、木の芽川橋りょう

う、宝町橋りょうなどを、また建築他では、大林組他 J V の北海道ボールパーク鉄骨工事、株式会社大林組の梅田北ビル免震工事などを売り上げました。

損益につきましては、千葉工場改革プロジェクトによる工場構内ヤードの有効活用促進などの生産効率化、工事採算性向上の取り組み、働き方改革による業務効率化などにより、営業利益は55億1百万円（同5.0%増）、経常利益は55億47百万円（同3.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は38億8百万円（同45.5%増）となりました。

当連結会計年度の受注高、完成工事高および受注残高

(単位：百万円)

| 区 分   | 前連結会計年度<br>受注残高 | 当連結会計年度<br>受注高 | 合 計     | 当連結会計年度<br>完成工事高<br>(売上高) | 当連結会計年度<br>受注残高 |
|-------|-----------------|----------------|---------|---------------------------|-----------------|
| 橋 梁   | 70,411          | 68,100         | 138,511 | 52,230                    | 86,280          |
| 建 築 他 | 2,477           | 2,595          | 5,072   | 3,037                     | 2,034           |
| 合 計   | 72,888          | 70,695         | 143,583 | 55,268                    | 88,315          |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、次のとおり実施いたしました。

宮地エンジニアリング株式会社

栗橋機材センター 80 t 自走台車 2020年5月取得

千葉工場 塗装用移動ハウス 2021年1月設置

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分                          | 第15期<br>(2018年3月期) | 第16期<br>(2019年3月期) | 第17期<br>(2020年3月期) | 第18期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年3月期) |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 受 注 高(百万円)                   | 52,979             | 53,028             | 53,755             | 70,695                          |
| 売 上 高(百万円)                   | 47,128             | 52,062             | 63,841             | 55,268                          |
| 経 常 利 益(百万円)                 | 3,612              | 4,534              | 5,368              | 5,547                           |
| 親会社株主に<br>帰属する(百万円)<br>当期純利益 | 2,085              | 3,608              | 2,616              | 3,808                           |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円)           | 306.46             | 530.16             | 384.50             | 559.63                          |
| 総 資 産(百万円)                   | 54,743             | 55,631             | 59,690             | 60,738                          |
| 純 資 産(百万円)                   | 24,184             | 28,070             | 30,333             | 35,006                          |
| 1株当たり<br>純 資 産 額 (円)         | 3,125.65           | 3,580.73           | 3,844.08           | 4,429.74                        |

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第16期(2019年3月期)の期首から適用しており、第15期(2018年3月期)の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名          | 資 本 金 | 当社の出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                                             |
|----------------|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------|
|                | 百万円   | %       |                                                                           |
| 宮地エンジニアリング株式会社 | 1,500 | 100.00  | 橋梁、鉄骨その他鋼構造物の設計、製作、架設、据付、維持補修<br>P Cの設計、製作ならびに土木工事の施工・工事管理、鉄骨・鉄塔・大空間構造物組立 |
| エム・エム ブリッジ株式会社 | 450   | 51.00   | 橋梁、沿岸構造物等の設計、製造、据付、販売および修理                                                |

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                  |                   |
|----------------------------------|-------------------|
| 特定完全子会社の名称                       | 宮地エンジニアリング株式会社    |
| 特定完全子会社の住所                       | 東京都中央区日本橋富沢町9番19号 |
| 当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 8,826百万円          |
| 当社の総資産額                          | 9,586百万円          |

#### (4) 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じるなか、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、国内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要があります、また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当業界におきましては、昨年12月に、高規格道路のミッシングリンク解消や4車線化などのネットワーク整備の加速化・深化が織り込まれた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、また2021年度以降は大阪湾岸線西伸部や名神湾岸連絡線など西日本エリアで大型工事が控えています。

当社グループの主力である道路橋・鉄道橋などの橋梁事業において、今後も一定量の新設橋梁の発注が見込まれるなか、グループが有する豊富な実績・技術力・架設力を最大限活かし、技術提案力、積算精度の更なる向上を図り、情報収集力を高め、総力を挙げて安定的な受注の確保に努め、設計・計画・製作から架設までの総合エンジニアリング力の強化と採算性の更なる向上を図ってまいります。また、高速道路や新幹線などの大規模更新・修繕工事の保全・補修事業、ハイブリッドケーソン・浮体構造物・沈埋函などの沿岸構造物事業、シールドトンネル向けの鋼製セグメント事業、有望な製品の多いFRP事業、および建築・土木関連事業などに経営資源を積極的に投入し経営基盤を強化し、併せて、i-Constructionと働き方改革の推進に積極的に取り組み、生産性を向上させ、一段の飛躍を図ってまいります。

また、グループとしての経営管理体制を一層強化し、安定した黒字体質を確固たるものとするよう努め、グループの中核である宮地エンジニアリング株式会社、エム・エムブリッジ株式会社とともに更なる事業発展を図ってまいります。両社は、技術提案力の強化など受注力の向上に努め、また、経済合理性を最大限追求することを基本に、製造部門の生産性向上・生産効率化を図り、資機材の共同活用、技術の相互利用・共同開発、人材交流の推進に取り組んでおりますが、更なるシナジーの創出に努め、グループの企業価値を高めると同時に経営基盤を一層強化してまいります。

なお、当社グループは、2019～2021年度中期経営計画の最終年度を迎え以上の取り組みを一層推進してまいります。

また、当社子会社の宮地エンジニアリング株式会社では、2021年度までの4年間で千葉工場に係る総額50億円程度の設備投資計画を実行しておりますが、新型コロナウイルス禍に伴い、経済や企業活動の先行きは不透明感を増

しており、生産性向上やコスト削減、業務効率化などに直結する投資は継続する一方で、計画中の新たな投資については延期しており、今後の事業環境を見極めた上で投資の再開を決定いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、橋梁、鉄骨等の鋼構造物の調査診断・点検、設計、製作、架設、補修・補強の請負ならびに土木工事、プレストレストコンクリート工事の設計、施工・工事管理の請負を主として行っております。

（当社の事業内容）

当社は、宮地エンジニアリング株式会社、エム・エム ブリッジ株式会社等の子会社の事業活動の支配、管理を目的とする持株会社であります。

(6) 主要な営業所および工場（2021年3月31日現在）

|                |       |                                     |
|----------------|-------|-------------------------------------|
| 当 社            | 本 社   | 東京都中央区日本橋富沢町9番19号                   |
| 宮地エンジニアリング株式会社 | 本 社   | 東京都中央区日本橋富沢町9番19号                   |
|                | 支 社   | 関西（大阪市西区）                           |
|                | 営 業 所 | 札幌、仙台、名古屋、広島、福岡、沖縄                  |
|                | 工 場   | 千葉（千葉縣市原市）                          |
| エム・エム ブリッジ株式会社 | 本 社   | 広島県広島市西区観音新町一丁目20番24号               |
|                | 支 店   | 東日本（東京都中央区）、西日本（大阪市西区）              |
|                | 営 業 所 | 東北（仙台市青葉区）、横浜、中部（名古屋市中区）、九州（福岡市博多区） |
|                | 工 場   | 市原（千葉縣市原市）                          |
|                | 事 業 所 | 富山（富山県射水市）、長崎                       |

（注）エム・エム ブリッジ株式会社の関西営業所は、2020年10月1日付で西日本支店に名称を変更しております。

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 727名    | 47名増        |

（注）使用人数は就業人員で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 18名     | —         | 49.3歳   | 22.3年       |

（注）1．使用人数は就業人員で記載しております。

2．当社使用人は、宮地エンジニアリング株式会社からの出向者であり、平均勤続年数は同社での勤続年数を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額    |
|-------------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 1,620百万円 |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行       | 500      |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 | 300      |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 180      |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行         | 170      |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 30       |

（注）1．当社子会社の宮地エンジニアリング株式会社は短期の運転資金を安定的に調達するため、50億円のシンジケーション方式のコミットメントライン契約を株式会社三菱UFJ銀行他4行と締結しております。

2．当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は20億円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2021年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 27,677,800株 |
| ② 発行済株式の総数   | 6,919,454株  |
| ③ 株主数        | 4,786名      |
| ④ 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                              | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|------------------------------------|-------|---------|
|                                    | 千株    | %       |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)        | 450   | 6.62    |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行              | 327   | 4.81    |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社            | 266   | 3.92    |
| 宮 地 取 引 先 持 株 会                    | 221   | 3.25    |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                 | 186   | 2.74    |
| 吉 田 知 広                            | 173   | 2.54    |
| 日 本 製 鉄 株 式 会 社                    | 157   | 2.32    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社          | 128   | 1.88    |
| 山 内 正 義                            | 116   | 1.70    |
| DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 104   | 1.53    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を113,818株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付で株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。

## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                |
|---------------|---------|------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 青 田 重 利 | 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役会長                   |
| 代 表 取 締 役     | 永 山 弘 久 | グループ企画管理本部長<br>宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長    |
| 取 締 役         | 西 垣 登   | 宮地エンジニアリング株式会社 取締役副社長                    |
| 取 締 役         | 平 島 崇 嗣 | 宮地エンジニアリング株式会社 取締役                       |
| 取 締 役         | 上 原 正   | 宮地エンジニアリング株式会社 取締役<br>エム・エム ブリッジ株式会社 取締役 |
| 取 締 役         | 池 浦 正 裕 | エム・エム ブリッジ株式会社 代表取締役社長                   |
| 取 締 役         | 太 田 英 美 |                                          |
| 取 締 役         | 成 瀬 進   |                                          |
| 常 勤 監 査 役     | 長 谷 川 寛 | 宮地エンジニアリング株式会社 監査役<br>エム・エム ブリッジ株式会社 監査役 |
| 監 査 役         | 辻 川 正 人 |                                          |
| 監 査 役         | 樋 口 眞 人 |                                          |

- (注) 1. 取締役太田英美氏および成瀬進氏は、社外取締役であります。
2. 監査役辻川正人氏および樋口真人氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2020年4月1日付で、石崎浩氏は代表取締役から取締役、永山弘久氏は取締役から代表取締役にそれぞれ就任いたしました。
  - ・2020年6月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって、取締役石崎浩氏、取締役逸見雄人氏、常勤監査役高島秀則氏および監査役中里哲三氏は任期満了により退任いたしました。
  - ・2020年6月25日開催の第17回定時株主総会において、上原正氏および池浦正裕氏は新たに取締役に、樋口真人氏は新たに監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
4. 当社は、社外取締役、社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び監査役全員であり、被保険者は保険料の10%にあたる額を負担しております。当該保険契約により被保険者が役員として職務執行につき行った行為（不法行為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、違法行為が行われていた場合には填補の対象としないこととしております。

## ④ 取締役および監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、当社が持株会社であり、グループ会社の監督機能を担うことから、基本報酬のみとしております。

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬としております。

当社の取締役の個人別の報酬の額またはその算定方法は、毎年定時株主総会後の取締役会において、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の一般状況等を総合的に考慮して取締役会に諮ります。その決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長青田重利であり、会社の業績や経営内容、経済情勢、また各取締役の担当職務、貢献度等を勘案して決定いたします。なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業務を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を実施でき、当社グルー

プを取り巻く環境、経営状況等を熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためです。こうしたことから取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

ロ．取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 人 員 | 報 酬 等 の 額 |
|-------|---------|-----------|
| 取 締 役 | 8 名     | 22,512千円  |
| 監 査 役 | 5       | 14,472    |
| 合 計   | 13      | 36,984    |

- (注) 1. 上記には、2020年6月25日開催の第17回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名と監査役2名を含んでおります。
2. 上記取締役の支給人員は、無報酬の取締役2名を除いております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第12回定時株主総会において、年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。また、年額のうち社外取締役分は12百万円以内とする。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。
5. 監査役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第12回定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
6. 上記のうち、社外取締役に対する報酬等の総額は2名9,600千円であり、社外監査役に対する報酬等の総額は3名9,000千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．取締役 太田英美

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
日之出水道機器株式会社の取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会は9回開催のすべてに出席し、主に鋼構造物に対する知識、経験など専門的見地から、取締役会では当該視点から出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に鋼構造物に対する専門的な立場から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が

3回行われております。

ロ. 取締役 成瀬進

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会は9回開催のすべてに出席し、主に行政分野において培われた国内外での知識、経験などの見地から、取締役会では当該視点から出席の都度適宜積極的に意見を述べており、特に行政分野に対する専門的な立場から質問・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。このほか書面による取締役会決議が3回行われております。

ハ. 監査役 辻川正人

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
株式会社立花エレテックの社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

取締役会は9回開催のすべてに出席し、弁護士としての知識、経験などの見地から、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。このほか書面による取締役会決議が3回行われております。監査役会は9回開催のすべてに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

ニ. 監査役 樋口真人

- ・他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
株式会社ヒガシトゥエンティワンの社外取締役であります。当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

2020年6月25日就任以降、取締役会は7回開催のすべてに出席し、弁護士としての知識、経験などの見地から、適宜取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を行っております。このほか書面による取締役会決議が3回行われております。監査役会は7回開催のすべてに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

#### ② 報酬等の額

|                                              | 報 酬 等 の 額 |
|----------------------------------------------|-----------|
|                                              | 千円        |
| (イ) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                      | 8,000     |
| (ロ) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 45,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

##### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、グループ全体の取締役および使用人が法令および定款を遵守し、社会規範に基づいた行動をとるための基準を示した、当社グループとしての「企業行動憲章」、「行動規範」を制定し、その周知・徹底を図るとともに、「内部通報規程」を制定し、コンプライアンスについて社内・社外（弁護士）の2つの通報相談窓口を設ける。

ロ. 当社および各事業子会社は、コンプライアンス・リスク管理担当役員を任命し、コンプライアンス体制とリスク管理体制の構築・整備を管理・統括させる。

ハ. 当社は、グループ全体のコンプライアンス体制とリスク管理を横断的に統括する組織として、当社社長を委員長とし、取締役ならびに弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理に関する重要問題を審議し、体制の構築・整備を図る。

「コンプライアンス・リスク管理委員会」は審議・決定した事項を、取締役会に定期的に報告もしくは付議する。

ニ. 当社は、内部監査室を設置する。内部監査室は、監査役および事業子会社の内部監査室と緊密な連携をとり、グループ全体の業務執行、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を定期的実施し、コンプライアンス・リスク管理委員会にその結果を報告する。

ホ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持たないことを「企業行動憲章」、「行動規範」に定めるとともに、定期的に外部専門機関ほかと情報交換を行うなど情報収集に努め、被害防止を図る。また、不当な要求を受けるなどの事案が発生した場合には、外部専門機関・顧問弁護士と連携して対応する体制を構築する。

##### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書その他の職務の執行および意思決定に係る記録や文書を、「文書管理規程」等の社内規程に定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理する。

また、これらの情報は、監査役から閲覧要請があった場合、いつでも閲覧可能とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」でグループ全体のリスク管理の基本方針、推進体制その他重要事項を審議・策定し、グループの企業活動に潜在するリスクに適切に対応できる体制の構築・整備に努める。

ロ. 品質管理、安全管理、コンプライアンスおよび情報セキュリティ等の各事業子会社の業務に付随するリスクについては、各事業子会社で規程・ガイドライン・対応マニュアルなどを制定・整備し、それらの周知・徹底を図る。

ハ. 災害等不測の事態が発生した場合には、社長の指揮の下に対策本部を設置し、損害の拡大の防止と事業活動の継続を図る。

ニ. 内部監査室による、リスク管理状況の定期的な監査を実施し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則に定めた当社および事業子会社の経営に関わる重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。

ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌・職務権限規程において、それぞれの権限と責任、執行手続きを明確化し、効率的な職務執行を行う。

ハ. 当社は、グループ全体の中期・年次計画を策定し、これに基づき各事業子会社は、個別の中期・年次計画および具体的な年次の目標・行動計画・予算を策定し、それに基づく月次・四半期業績管理を実施する。

ニ. 主要な事業子会社は、執行役員制度に基づく、業務執行権限の執行役員への委譲、経営・監督と業務執行責任との権限の明確化、効率かつ迅速な意思決定と業務執行を推進する。

ホ. 各事業子会社は、取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催し重要事項の決定ならびに取締役の業務執行の状況を監督する。

ヘ. 主要な事業子会社は、代表取締役社長による会社の業務執行の決定に資するため取締役・執行役員で構成される経営会議にて審議を行い、また必要に応じて会議体を設置して審議を行う。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、持株会社として、当社の取締役が、取締役会を通じて当社グループ全体の重要事項の決定および事業子会社の経営管理、業務執行の監督を行う。
- ロ. 主要な事業子会社においても業務の決定および執行について相互監視が適正になされるよう、取締役会と監査役および会計監査人を設置する。
- ハ. 当社は、当社グループ共通の経営理念および企業行動憲章、行動指針、法令遵守マニュアルを策定・見直し、グループ全体への周知・徹底を図る。
- ニ. 当社は、「関係会社管理規程」等の規定により事業子会社の当社への承認・報告ルールを定め、これに基づき各事業子会社の経営管理および経営指導体制を構築・整備する。
- ホ. 内部監査室は、定期的にグループ会社の監査を実施し、業務の適正化を推進する。
- ヘ. 各事業子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、性質、機関の設計その他会社の特質を踏まえ、自律的に内部統制システムを構築・整備する。
- ト. 各事業子会社は、当社のグループ会社として、その経営方針、企業集団の管理体制を尊重しつつ、法令・定款を遵守し、企業の独立性・独自性を堅持した企業運営を行う。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- イ. 監査役が求めた場合、監査役の職務を補助するスタッフを配置するとともに、必要に応じて「内部監査室」を中心に関係部門がサポートする。
- ロ. 監査役の職務を補助する使用人の任免・異動、人事考課については、監査役会の意見を聴取し、尊重する。また、監査役から監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査役以外からの指揮命令を受けない。

⑦ 監査役への報告に関する体制

- イ. 当社および各事業子会社の取締役および使用人は、当社の監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。また、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為についても遅滞なく報告する。
- ロ. 当社は、内部通報制度の運用により、全社的に重大な影響を及ぼす事項、重大な法令・定款違反行為について、監査役への適切な報告体制を構築・整備する。

ハ．当社は、当該報告した者が報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定め、周知・徹底を図る。

⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について費用の請求を行ったときは、速やかに処理する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役の取締役会その他重要な会議への出席等、会社の重要情報に対するアクセス権を保障する。

ロ．監査役会は、当社社長および各事業子会社の社長等と定期的に情報・意見交換を行う。

ハ．監査役は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。

ニ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための内部統制を確実に実行するための体制を構築する。その有効性を評価するための基本方針・計画・業務プロセス文書に基づき、業務執行部門による自己点検、内部監査室によるモニタリングにより、検証、評価、改善を行う。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

グループ全体の役員等の行動基準を示した「企業行動憲章」、「行動規範」をイントラネットに掲示するとともに、適宜、コンプライアンス研修等にて周知・徹底を図っております。

また、主要な事業子会社において、社外講師によるコンプライアンス研修を実施して、コンプライアンスマインドの向上に努めております。

内部通報制度については、社内・社外（弁護士）の内部通報窓口を設置し、問題の早期発見、不正行為等の未然防止の体制を整備しております。また、内部通報規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

当社および事業子会社の内部監査室は、連携して、グループ全体の業務執行、内部統制システムの整備・運用状況、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を、監査計画に基づき実施し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へその結果を報告しております。

② リスク管理に関する取り組み

安全管理、品質管理、コンプライアンス、情報セキュリティ等の企業活動に潜在するリスクについて、各事業子会社で社内規程、対応マニュアル等を制定するとともに、施工検討会、教育・研修、安全パトロール、内部監査等の実施により、グループ経営に重大な影響を及ぼすリスクの未然防止に努めております。

③ 取締役の職務執行の効率性確保に関する取り組み

当社は、グループ全体の中期経営計画を策定し、各事業子会社は、これに基づき年次の事業計画（目標・行動計画・予算）を策定しております。また、取締役・執行役員で構成される月次の経営会議などの会議体でその執行状況について報告しております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

当社は、「関係会社管理規程」等の規定に基づき、各事業子会社の経営上の重要事項について報告を受け、必要に応じて承認しております。また、各事業子会社は、自社の規模、性質等に即した内部統制システムを整備・運用し、その有効性を内部監査で確認しております。

⑤ 監査役の監査の実効性確保に関する取り組み

監査役は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役および使用人等からの業務執行状況の報告、重要な決裁書類等の閲覧、会計監査人との情報・意見交換等により、監査の実効性の確保を図っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率および1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については、表示単位未満を四捨五入しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	41,219,731	流 動 負 債	20,656,534
現 金 預 金	8,516,686	支払手形・工事未払金等	8,526,988
受取手形・完成工事未収入金等	30,843,945	短 期 借 入 金	2,500,000
未 成 工 事 支 出 金	752,875	未 払 金	1,233,784
材 料 貯 蔵 品	38,358	未 払 法 人 税 等	1,022,607
そ の 他	1,067,866	未 成 工 事 受 入 金	3,322,654
固 定 資 産	19,518,528	完成工事補償引当金	584,926
有 形 固 定 資 産	12,914,667	工 事 損 失 引 当 金	1,859,700
建 物 ・ 構 築 物	2,201,326	賞 与 引 当 金	748,778
機 械 ・ 運 搬 具	2,589,542	そ の 他	857,095
工 具 器 具 ・ 備 品	245,846	固 定 負 債	5,075,284
土 地	7,598,943	長 期 借 入 金	300,000
リ ー ス 資 産	252,117	リ ー ス 債 務	205,012
建 設 仮 勘 定	26,890	再評価に係る繰延税金負債	1,639,718
無 形 固 定 資 産	305,924	役員退職慰労引当金	141,300
投資その他の資産	6,297,936	退職給付に係る負債	2,781,210
投 資 有 価 証 券	4,979,431	そ の 他	8,041
関 係 会 社 株 式	52,000	負 債 合 計	25,731,818
繰 延 税 金 資 産	843,965	(純資産の部)	
そ の 他	452,228	株 主 資 本	25,236,334
貸 倒 引 当 金	△29,690	資 本 金	3,000,000
資 産 合 計	60,738,259	資 本 剰 余 金	3,746,206
		利 益 剰 余 金	18,720,714
		自 己 株 式	△230,586
		その他の包括利益累計額	4,910,866
		その他有価証券評価差額金	1,831,106
		土地再評価差額金	3,240,566
		退職給付に係る調整累計額	△160,806
		非支配株主持分	4,859,240
		純 資 産 合 計	35,006,440
		負 債 純 資 産 合 計	60,738,259

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
完 成 工 事 高		55,268,380
完 成 工 事 原 価		46,436,048
完 成 工 事 総 利 益		8,832,332
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,331,082
営 業 利 益		5,501,249
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	134,812	
受 取 賃 貸 料	25,322	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	6,200	
そ の 他	18,484	184,819
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,984	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	90,000	
前 受 金 保 証 料	13,601	
そ の 他	2,763	138,350
経 常 利 益		5,547,719
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	532	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	50,684	
圧 縮 未 決 算 特 別 勘 定 戻 入 額	915,858	
補 助 金 収 入	177,147	
受 取 保 険 金	313,369	
そ の 他	10,568	1,468,160
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	60,505	
固 定 資 産 圧 縮 損	982,187	
そ の 他	78,030	1,120,724
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		5,895,155
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,504,077	
法 人 税 等 調 整 額	△255,937	1,248,139
当 期 純 利 益		4,647,016
非支配株主に帰属する当期純利益		838,360
親会社株主に帰属する当期純利益		3,808,655

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,000,000	3,746,206	15,456,512	△230,500	21,972,218
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△544,454		△544,454
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,808,655		3,808,655
自 己 株 式 の 取 得				△85	△85
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	3,264,201	△85	3,264,115
当 期 末 残 高	3,000,000	3,746,206	18,720,714	△230,586	25,236,334

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,183,241	3,240,566	△234,489	4,189,318	4,172,173	30,333,710
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△544,454
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						3,808,655
自 己 株 式 の 取 得						△85
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	647,865	—	73,682	721,548	687,066	1,408,614
当 期 変 動 額 合 計	647,865	—	73,682	721,548	687,066	4,672,730
当 期 末 残 高	1,831,106	3,240,566	△160,806	4,910,866	4,859,240	35,006,440

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	2社
連結子会社の名称	宮地エンジニアリング株式会社 エム・エムブリッジ株式会社

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	株式会社エム・ジー・コーポレーション エム・ケイ・エンジ株式会社 エム・ケイ・ワークス株式会社
-----------	---

連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の状況

会社等の名称	株式会社エム・ジー・コーポレーション エム・ケイ・エンジ株式会社 エム・ケイ・ワークス株式会社
--------	---

持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

（リース資産を除く）

（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物 7～51年

機械・運搬具 2～10年

② 無形固定資産

定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保等の費用に充てるため、完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

- ③ 工事損失引当金 当連結会計年度末の手持工事のうち、大幅な損失が発生すると見込まれ、かつ、同時点で当該損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、将来の損失に備えるため、当連結会計年度末後の損失見積額を計上しております。
- ④ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準による完成工事高は53,309,355千円であります。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準または給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年または10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定率法により按分した額、または、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 843,965千円

(2) その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異等の解消時期及び金額を見積り、各期における実効税率を乗じて計上しております。これらは将来の不確実な経済情勢の影響を受ける可能性があり、将来減算一時差異等の解消の時期及び金額が見積りと異なった場合、また、実効税率が変更された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 完成工事補償引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 584,926千円

(2) その他の情報

完成工事補償引当金の計上基準は、「Ⅰ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 重要な引当金の計上基準」に記載のとおりであります。翌連結会計年度において瑕疵担保等の責任割合や費用が見積りと異なった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 工事損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 1,859,700千円

(2) その他の情報

工事損失引当金の計上基準は、「Ⅰ. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 重要な引当金の計上基準」に記載のとおりであります。翌連結会計年度において追加の原価の発生や契約金額の変更等があり、見積りと異なった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 工事進行基準による売上の計上

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 53,309,355千円

(2) その他の情報

工事進行基準を適用した工事契約については、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度を合理的に見積り、これに応じて売上を計上しております。翌連結会計年度において追加の原価の発生や契約金額の変更等があり、見積りと異なった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物・構築物	157,522千円
土地	6,641,515千円
投資有価証券	2,804,261千円
計	9,603,299千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,470,000千円
長期借入金	300,000千円
計	2,770,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,206,373千円

3. 事業用土地の再評価

一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価実施日 2000年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額で算出しております。

再評価を行った土地の当連結会計年度末に

999,282千円

おける時価と再評価後の帳簿価額との差額

4. 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

86,749千円

5. 保証債務

従業員の金融機関からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金借入債務）

4,213千円

6. 固定資産の圧縮記帳

補助金及び保険金の受取により取得価額から直接減額した圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物	889,181千円
土地	177,147千円

V. 連結損益計算書に関する注記

完成工事原価のうち工事損失引当金繰入額

379,200千円

研究開発費の総額

211,430千円

Ⅵ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

6,919,454株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2020年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	544,454千円	80円	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の 原 資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利 益 剰余金	544,450千円	80円	2021年3月31日	2021年6月28日

Ⅶ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループにおける資金の運用・調達、各事業会社が行っておりますが、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社グループの主要事業は公共事業であるため、発注者は国、地方自治体及びその外郭団体、また民間事業は上場会社を中心となっており信用リスクは一般事業会社に比べ低いものと思われま。当該リスクに関しては、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、必要があれば随時取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は満期保有目的の債券及び株式であり、主に業務上の関係を有する上場会社の債券及び株式で四半期毎に時価の把握を行い取締役会に報告しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、短期間で決済されます。また、借入金、主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務や借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各事業会社が月次に資金繰り計画を作成・更新する方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時 価（*）	差 額
(1) 現金預金	8,516,686	8,516,686	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	30,843,945	30,843,945	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	300,000	299,918	△82
その他有価証券	4,509,794	4,509,794	—
(4) 支払手形・工事未払金等	(8,526,988)	(8,526,988)	—
(5) 短期借入金	(2,500,000)	(2,500,000)	—
(6) 長期借入金	(300,000)	(299,776)	△223

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金預金、及び(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等、及び(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額169,637千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

VIII. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関しては、重要性がないため記載を省略しております。

IX. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,429円74銭
1株当たり当期純利益	559円63銭

X. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	329,461	流 動 負 債	19,908
現 金 預 金	86,451	未 払 金	18,439
売 掛 金	31,174	そ の 他	1,468
前 払 費 用	1,985	固 定 負 債	630
未 収 入 金	108,037	役員退職慰労引当金	630
関係会社預け金	100,000	負 債 合 計	20,538
そ の 他	1,811	(純資産の部)	
固 定 資 産	9,256,590	株 主 資 本	9,565,512
有形固定資産	328	資 本 金	3,000,000
建 物	302	資 本 剰 余 金	6,096,763
工 具 器 具 ・ 備 品	26	資 本 準 備 金	2,597,947
投資その他の資産	9,256,261	その他資本剰余金	3,498,815
関係会社株式	9,252,985	利 益 剰 余 金	805,371
繰延税金資産	205	その他利益剰余金	805,371
そ の 他	3,070	繰越利益剰余金	805,371
		自 己 株 式	△336,621
		純 資 産 合 計	9,565,512
資 産 合 計	9,586,051	負 債 純 資 産 合 計	9,586,051

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
受 取 配 当 金	539,229	
経 営 指 導 料	130,200	669,429
売 上 総 利 益		669,429
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		128,626
営 業 利 益		540,803
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	168	
未 払 配 当 金 除 斥 益	1,424	
そ の 他	159	1,752
営 業 外 費 用		
そ の 他	133	133
経 常 利 益		542,422
税 引 前 当 期 純 利 益		542,422
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,860	
法 人 税 等 調 整 額	60	1,921
当 期 純 利 益		540,501

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3, 000, 000	2, 597, 947	3, 498, 815	6, 096, 763	809, 324	△336, 536	9, 569, 550	9, 569, 550
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△544, 454		△544, 454	△544, 454
当 期 純 利 益					540, 501		540, 501	540, 501
自己株式の取得						△85	△85	△85
当期変動額合計	－	－	－	－	△3, 952	△85	△4, 037	△4, 037
当 期 末 残 高	3, 000, 000	2, 597, 947	3, 498, 815	6, 096, 763	805, 371	△336, 621	9, 565, 512	9, 565, 512

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法によっております。
(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。)
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 10年
3. 引当金の計上基準
役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,909千円
2. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。(区分表示したものを除く)
 - (1) 短期金銭債権 32,346千円
 - (2) 短期金銭債務 8,020千円

III. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- (1) 売上高 669,429千円
 - (2) 営業取引以外の取引高 167千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 113,818株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

未払事業税	73千円
関係会社株式評価損	3,224,586千円
役員退職慰労引当金	192千円
税務上の繰越欠損金	1,559千円
その他	567千円
繰延税金資産小計	3,226,980千円
評価性引当額	△3,226,774千円
繰延税金資産合計	205千円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (注) 2	科 目	期末残高 (注) 2
子会社	宮地エンジニア リング株式会社	所 有 直接100%	子会社の事業活 動の支配・管理 役 員 の 兼 任	配当金の受領 経営指導料の受領(注) 1	410,000 102,597	売 掛 金	24,270
子会社	エム・エム ブリ ッジ株式会社	所 有 直接51%	子会社の事業活 動の支配・管理 役 員 の 兼 任	配当金の受領 経営指導料の受領(注) 1	126,853 26,040	売 掛 金	6,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料は実費を参考に子会社と協議のうえ決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

1,405円53銭

2. 1株当たり当期純利益

79円42銭

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

宮地エンジニアリンググループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 茂 樹 ⑩
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 南 泉 充 秀 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、宮地エンジニアリンググループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、宮地エンジニアリンググループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

宮地エンジニアリンググループ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 辻 村 茂 樹 ⑩
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 南 泉 充 秀 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、宮地エンジニアリンググループ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、重要な会議に出席するほか、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

宮地エンジニアリンググループ株式会社 監査役会

常勤監査役 長谷川 寛 ⑩

社外監査役 辻 川 正 人 ⑩

社外監査役 樋 口 眞 人 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えております。また、中長期的視点に立った、持続性の高い企業体質の確立と企業価値の向上を考慮した利益配分を行うことを基本方針といたしております。

当期は、当社グループ主要事業会社である宮地エンジニアリング株式会社とエム・エム ブリッジ株式会社は、技術提案力の強化など受注力の向上、製造部門の生産性向上・生産効率化、資機材の共同購入・活用、技術の相互利用・共同開発、人材交流などグループのシナジーを創出して参った結果、親会社株主に帰属する当期純利益は公表目標数値を達成することができました。これはひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、前述の当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、当社普通株式1株につき80円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき80円

配当総額544,450,880円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 (株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> (株式取扱規則) 第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u> 第12条 (条文省略) 第3章 株主総会 第13条～第18条 (条文省略)	第2章 株式 (株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定し、公告する。</u> (株式取扱規則) 第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規則による。</u> 第12条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 第19条 (条文省略) (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新 設) (取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (新 設) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設)	第4章 取締役および取締役会 第19条 (現行どおり) (取締役の員数) 第20条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、10名以内とする。 <u>2 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) <u>4 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことに備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> (取締役の任期) 第22条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。 2 (条文省略) 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第24条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第26条 (条文省略) (新 設) (取締役会の決議の省略) 第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>	(代表取締役および役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。 2 (現行どおり) 3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 第26条 (現行どおり) <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 (取締役会の決議の省略) 第28条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の議事録) 第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	(取締役会の議事録) 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第29条 (条文省略) (取締役の報酬等)	第30条 (現行どおり) (取締役の報酬等)
第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u>
第31条～第32条 (条文省略)	第32条～第33条 (現行どおり)
第 5 章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)	(削 除) (削 除)
第33条 当会社は監査役および監査役会を置く。	
(監査役の員数)	(削 除)
第34条 当会社の監査役は、4名以内とする。	
(監査役の選任)	(削 除)
第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	
(監査役の任期)	(削 除)
第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	

現 行 定 款	変 更 案
<u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u>	(削 除)
<u>第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> <u>(監査役会の招集通知)</u>	(削 除)
<u>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>(監査役会の決議の方法)</u>	(削 除)
<u>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役会の議事録)</u>	(削 除)
<u>第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u> <u>(監査役会規則)</u>	(削 除)
<u>第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u> <u>(監査役の報酬等)</u>	(削 除)
<u>第42条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u> <u>(監査役の責任免除)</u>	(削 除)
<u>第43条 当会社は、取締役会の決議によって監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<u>2 当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設)	第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の設置)</u> 第34条 当会社は監査等委員会を置く。 <u>(監査等委員会の権限)</u> 第35条 監査等委員会は、法令または定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。 <u>(常勤の監査等委員)</u> 第36条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。 <u>(監査等委員会の招集権者)</u> 第37条 監査等委員会は各監査等委員がこれを招集する。 <u>(監査役等委員会の招集通知)</u> 第38条 監査役等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 <u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第39条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設) 第 6 章 会計監査人 第44条～第46条 (条文省略) (会計監査人の報酬等) 第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。 第 7 章 計算 第48条～第51条 (条文省略) (新 設)	(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第40条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u> (<u>監査役等委員会規則</u>) 第41条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u> 第 6 章 会計監査人 第42条～第44条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。 第 7 章 計算 第46条～第49条 (現行どおり) 附則 (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第18回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
1	あお た しげ とし 青 田 重 利 (1947年9月28日生)	1970年11月 株式会社宮地鐵工所入社 (現 宮地エンジニアリング株式会社) 1999年6月 同社大阪支社長 2001年8月 同社橋梁営業本部副本部長 兼大阪支社長 2002年6月 同社取締役橋梁営業本部長 兼海外業務部長 2003年6月 同社取締役執行役員 橋梁営業本部長兼海外業務部長 2004年6月 同社取締役執行役員営業本部長 兼海外業務部長 2005年6月 当社取締役 2007年6月 株式会社宮地鐵工所常務取締役 常務執行役員営業本部長 2007年6月 宮地建設工業株式会社取締役 (現 宮地エンジニアリング株式会社) 2009年6月 株式会社宮地鐵工所専務取締役 専務執行役員社長補佐 兼経営企画本部長 2010年6月 同社代表取締役社長 2011年3月 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 2011年6月 当社代表取締役副社長 2013年4月 当社代表取締役社長、現在に至る 2019年6月 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役会長（現任）	3,647株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループで経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、経営陣としてリーダーシップを発揮し、また、経営企画、営業を始めさまざまな部門に精通するなど当社の代表取締役に相応しい経験と能力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
2	なが やま ひろ ひさ 永 山 弘 久 (1962年7月29日生)	1985年4月 株式会社宮地鐵工所入社 (現 宮地エンジニアリング株式会社) 2006年2月 同社生産本部設計部長 2009年11月 同社千葉工場技術部長 2010年10月 同社千葉工場生産管理部長 2011年3月 宮地エンジニアリング株式会社 橋梁事業本部千葉工場生産管理部長 2013年6月 同社取締役橋梁事業本部副本部長 2015年4月 同社取締役経営企画本部副本部長 兼新規事業開発室長 2015年6月 当社取締役企画部長 2017年6月 宮地エンジニアリング株式会社 常務取締役経営企画本部長 兼新規事業開発室長 2017年6月 当社取締役総務部長兼企画部長 2019年4月 当社取締役グループ企画管理本部長 2019年6月 エム・エム ブリッジ株式会社取締役 2020年4月 宮地エンジニアリング株式会社 代表取締役社長経営企画本部長 兼新規事業開発室長 (現任) 2020年4月 当社代表取締役グループ企画管理本 部長、現在に至る	1,603株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループで設計技術・生産管理・経営企画分野での豊富な経験を有し、生産の効率化や新規事業開発でリーダーシップを発揮するなど当社の代表取締役に相応しい経験と能力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
3	にし がき のぼる 西 垣 登 (1951年1月21日生)	1969年4月 宮地建設工業株式会社入社 (現 宮地エンジニアリング株式会社) 2006年4月 同社建設本部建築部長 2007年6月 同社執行役員営業本部長 2011年3月 宮地エンジニアリング株式会社 執行役員建設事業本部建設営業本部長 2013年4月 同社執行役員建設事業本部 副事業本部長 兼建設営業本部長兼営業第二部長 2013年6月 同社取締役建設事業本部副事業本部長 兼建設営業本部長兼営業第二部長 2013年6月 当社取締役、現在に至る 2015年4月 宮地エンジニアリング株式会社 常務取締役営業本部長 2017年6月 同社専務取締役営業本部長 2020年6月 同社取締役副社長営業本部長(現任)	3,583株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループで営業分野での豊富な経験を有し、公共事業、民間事業および補修事業の営業部門でリーダーシップを発揮するなど当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
4	ひら しま たか し 平 島 崇 嗣 (1961年11月4日生)	1985年4月 宮地建設工業株式会社入社 (現 宮地エンジニアリング株式会社) 2009年1月 同社工事本部計画部長 2011年3月 宮地エンジニアリング株式会社 執行役員建設事業本部建設工事本部 副本部長兼計画部長 2013年4月 同社執行役員建設事業本部工務・計画 本部長兼計画部長 2015年4月 同社取締役工務・計画本部長 兼営業本部副本部長 2016年4月 同社取締役計画本部長 兼営業本部副本部長 2017年6月 当社取締役、現在に至る 2019年4月 宮地エンジニアリング株式会社 取締役工事本部長 2021年4月 同社取締役常務執行役員工事本部長 (現任)	1,279株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループで工事計画分野での豊富な経験を有し、橋梁工事および建設工事などの計画部門や工事施工部門でリーダーシップを発揮するなど当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
5	う え は ら た だ し 上 原 正 (1960年4月11日生)	1983年4月 株式会社宮地鐵工所入社 (現 宮地エンジニアリング株式会社) 2008年4月 同社工事本部工事計画部長 2009年3月 同社営業本部技術提案室主幹(部長) 2010年10月 同社技術本部技術部長 2011年3月 宮地エンジニアリング株式会社 橋梁事業本部技術本部技術部長 2013年4月 同社橋梁事業本部千葉工場計画部長 2015年4月 同社執行役員千葉工場技術部長 2017年6月 同社取締役技術本部長兼技術部長 兼計画本部副本部長 2019年4月 同社取締役技術本部長 2019年6月 エム・エム ブリッジ株式会社取締役 (現任) 2020年6月 当社取締役、現在に至る 2021年4月 宮地エンジニアリング株式会社取締 役常務執行役員営業本部副本部長 (現任)	543株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループで工事計画・生産計画・設計技術分野での豊富な経験を有し、橋梁の設計部門をはじめ橋梁工事などの計画部門および技術提案などでリーダーシップを発揮するなど当社の取締役に相応しい経験と能力を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
6	いけ うら まさ ひろ 池 浦 正 裕 (1959年2月7日生)	1982年4月 三菱重工業株式会社入社 2008年4月 三菱重工鉄構エンジニアリング株式 会社 (現 エム・エム ブリッジ株式会社) 橋梁 事業本部営業統括部営業一部長 2008年6月 同社橋梁事業本部営業統括部長 2009年10月 同社経営企画本部部長 2012年5月 同社新事業開発室調査役 2014年4月 同社社長室調査役 2015年4月 エム・エム ブリッジ株式会社 執行役員社長室調査役 2017年6月 同社常務執行役員社長室長 2019年6月 同社取締役常務執行役員社長室長 2020年4月 同社取締役常務執行役員 2020年6月 同社代表取締役社長 (現任) 2020年6月 当社取締役、現在に至る	131株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社グループで営業分野をはじめ鋼製橋梁事業分野等での豊富な経験を有する など当社の取締役に応じうる経験と能力を有していることから、当社取締役として適任 であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			
7	なる せ すすむ 成 瀬 進 (1953年2月8日生)	1975年4月 運輸省入省 (現 国土交通省) 1995年4月 同省第一港湾建設局 秋田港工事事務所長 1997年1月 同省港湾局海岸・防災課海岸企画官 2000年6月 同省港湾局建設課国際業務室長 2004年4月 国土交通省北海道局港政課長 2005年8月 同省東北地方整備局副局長 2006年11月 財団法人国際臨海開発研究センター 常務理事 2009年12月 国際港湾協会 (IAPH) 事務総長 2010年6月 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役、現在に至る	847株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、行政分野において培われた国内外での豊富な知識、経験などを有しており、当 社および当社グループのコーポレートガバナンス体制の強化・向上と一層の経営体制強 化が期待されるため、直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社社外取締役 として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 成瀬進氏は、社外取締役候補者であります。
3. 成瀬進氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、成瀬進氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。
- 当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
5. 当社は、成瀬進氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。各候補者の再任が承認された場合は、全員当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告13頁に記載のとおりであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
※ 1	おおた ひでみ 太田 英美 (1947年12月19日生)	1970年4月 新日本製鐵株式會社入社 (現 日本製鐵株式会社) 1993年7月 同社鉄構海洋事業部海洋鋼構造エン ジニアリング部長 1999年7月 同社鉄構海洋事業部長 2001年6月 同社取締役鉄構海洋事業部長 2005年4月 同社常務取締役エンジニアリング事 業本部副本部長 2006年7月 新日鉄エンジニアリング株式会社代 表取締役副社長 (現 日鉄エンジニアリ ング株式会社) 2010年7月 同社常任監査役 2015年4月 日之出水道機器株式会社取締役 (現 任) 2018年6月 当社社外取締役、現在に至る	0株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、当社グループの主力製品である鋼構造物に関する高度な知見を有しており、これまで培われた国内外での豊富な知識、経験などを、当社および当社グループのコーポレートガバナンス体制の強化・向上ならびに監査業務の独立性・透明性を高めることに活かしていただくことが期待されるため、当社監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
※ 2	つじ かわ まさ と 辻 川 正 人 (1958年1月31日生)	1985年11月 司法試験合格 1988年4月 大阪弁護士会登録 1988年4月 関西法律特許事務所入所 1994年1月 同事務所パートナー 2004年12月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士(現任) 2007年6月 株式会社立花エレテック社外取締役 (現任) 2019年6月 当社社外監査役、現在に至る	0株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、弁護士としての豊富な専門知識、経験を活かし、当社および当社グループ内の違法行為・反倫理的行動に対するチェック機能を強化・向上していただくとともに、監査業務の独立性・透明性を高めることが期待されるため、直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。		
※ 3	ひ ぐち まさ と 樋 口 眞 人 (1957年6月5日生)	1982年4月 警察庁入庁 2007年1月 同捜査第二課長 2009年10月 同情報通信企画課長 2011年9月 東京都青少年・治安対策本部長 2013年6月 福岡県警察本部長 2015年1月 大阪府警察本部長 2016年10月 第一東京弁護士会登録 樋口コンプライアンス法律事務所 弁護士(現任) 2019年6月 株式会社ヒガシトゥエンティワン 社外取締役(現任) 2020年6月 当社社外監査役、現在に至る	0株
	[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、弁護士としての豊富な専門知識、経験を活かし、当社および当社グループ内の違法行為・反倫理的行動に対するチェック機能を強化・向上していただくとともに、監査業務の独立性・透明性を高めることが期待されるため、直接会社経営に関与された経験はありませんが、当社監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、候補者といたしました。		

- (注) 1. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 太田英美氏、辻川正人氏および樋口真人氏は、社外取締役候補者であります。
4. 現在、太田英美氏は、当社の社外取締役、辻川正人氏および樋口真人氏は、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって太田英美氏は3年、辻川正人氏は2年、樋口真人氏は1年となります。
5. 当社は、太田英美氏、辻川正人氏および樋口真人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合は、3氏と当該契約を締結する予定であります。
- 当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
6. 当社は、太田英美氏、辻川正人氏および樋口真人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏の選任が承認された場合は、引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、全員当該保険契約の被保険者となり、また、当該保険契約は任期途中で更新される予定です。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告13頁に記載のとおりであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年6月26日開催の第12回定時株主総会において、年額120百万円以内（うち社外取締役分年額12百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額120百万円以内（うち社外取締役分年額12百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告13頁から14頁に記載のとおりであります。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額48百万円以内とさせていただきますと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

会場：東京都中央区八重洲一丁目3番7号
 八重洲ファーストフィナンシャルビル3階
 ベルサール八重洲 [ROOM1+2+3]
 電話番号 03-3548-3770



J	R	「東京」駅下車	八重洲北口より徒歩約5分
東京メトロ		丸ノ内線「東京」駅下車	八重洲北口より徒歩約5分
東京メトロ		東西線「日本橋」駅下車	A7出口直結
東京メトロ		銀座線「日本橋」駅下車	A7出口直結
都	営	浅草線「日本橋」駅下車	A7出口直結
東京メトロ		半蔵門線「三越前」駅下車	B3出口より徒歩約3分

なお、駐車場がございませんので、上記の交通機関をご利用ください。